熊本県阿蘇市狩尾字笹塚1957番９　山林　936㎡	宮川　正知　熊本県阿蘇郡尾ヶ石村狩尾583	
熊本県阿蘇市黒川字川原2396番　原野　923㎡	森　常熊　熊本県阿蘇郡黒川村黒川82	
熊本県阿蘇市黒川字英屋坂100番　山林　181㎡	伊藤　松平　熊本県菊池郡大津町大津1501	
熊本県阿蘇市狩尾字日下1800番１　墓地　11㎡	佐藤　虎壽　熊本県阿蘇郡尾ヶ石村狩尾1336	
熊本県阿蘇市黒川字川原2379番　山林　107㎡	氏名不詳　住所不詳	
熊本県阿蘇市狩尾字小野原666番　山林　208㎡	宮川　正明　熊本県阿蘇郡尾ヶ石村	
熊本県球磨郡相良村大字深水大野2288番10　原野　63㎡	永池　トキ　熊本県球磨郡川村大字深水	
熊本県人吉市上原田町字馬草字後田805番１　山林　1,807㎡	竹下　勝次　熊本県人吉市井ノ口町959	
宮崎県えびの市大字昌明寺字矢岳1193番10　原野　37㎡	赤嶋　佐六　宮崎県眞幸村大字内堅	

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５９号

北海道小樽市桂岡町10番20号、前住所北海道小樽市張碓町505番地９

債務者　横澤　敏夫

1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３５号

群馬県桐生市宮本町４丁目４番18号　坂口マンション301号

債務者　大澤　武夫

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３８号

群馬県桐生市三吉町１丁目２番２号

債務者　新井利江子

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４１号

群馬県桐生市境野町４丁目636番地の６　アルドーレ・カーサ102

債務者　柳田　剛

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４３号

群馬県みどり市大間々町桐原161番地１　グランドール大間々Ｃ―101

債務者　今泉　金作

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４４号

群馬県みどり市大間々町桐原161番地１　グランドール大間々Ｃ―101

債務者　今泉あや子

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６４号

長野県飯山市大字飯山2195番地14

債務者　髙野　清

1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号

長野県北安曇郡白馬村大字北城1275番地107

債務者　小林　盛彦

1　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３６号

長野県諏訪市大字豊田1826番地３

債務者　藤森　洋介

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４０号

長野県岡谷市湊２丁目13番２号

債務者　小松　勇三

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第４２号

長野県茅野市宮川7459番地171　県住20号

債務者　竹村　盛彦

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第５４号

長野県飯田市上郷黒田226番地１

債務者　濱島多恵子

1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３４９号

愛知県瀬戸市陶栄町15番地

債務者　牛田　龍子

1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３９号

愛知県名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘１棟511号

債務者　安部　勝代

1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで

名古屋地方裁判所民事第２部